

6月号に続いて、これからのまちづくり（地域の自治）を進めていくための組織「地域自治組織」についてお伝えします。

人口減少、少子高齢化社会の中で、区長会を中心にさまざまな団体や個人が参画できる地域自治組織について検討する必要があるとお伝えしました。この地域自治組織は、自治基本条例の中でも重要な要素となっています。

地域自治組織は、まったく新しいものではなく、各地区の区長会やまちづくり協議会などを強化したものです。区長会を中心に各種団体が役割分担をやり直し、地区に潜在する力を引き出し、住民の皆さんの創意工夫で地域の課題を解決していくための仕組みです。また、この組織は、全8地区で一斉に設置しなければならないというものではありません。それぞれの地区の実情に応じて検討いただき、地域自治組織を設置しようという機運が高まった地区から設置していくことを考えています。

地域自治組織を設置している先進地では、組織内の役割分担がきちんとでき、一部のみに負担が集中することなく、効率的・効果的に地域の運営ができています。

そこで、本市にとってふさわしい組織のあり方を検討していくため、モデル地区を設定し、具体的なやり方などについて検討・検証していくことも必要だと考えています。実際の地域の運営に関わっておられる市民の皆さんからご意見をお聞きし組み立てていくことも重要だと考えています

今後、各地区区長会やまちづくり協議会をはじめ、各種団体の皆さんと意見交換し、これからの自治のあり方について一緒に考えていきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。

このコーナーでは、より暮らしやすく住みよい「西脇市らしい」まちづくりの実現を目指した「西脇市自治基本条例」の制定に向けての取り組みや内容をお伝えしていきます。準備段階から市民の皆さんに知っていただくことでより良い条例を作り上げようとするものです。ご意見やご質問などがありましたら、下記までご連絡ください。

◆問合せ ふるさと創造部まちづくり課
(市役所内線523)

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療保険の平成24・25年度の保険料率が決定しました。

加入者が負担する平成24年度保険料額は、前年の所得に応じて計算します。7月中旬に平成24年度保険料額決定通知書をお送りしますのでご確認ください。

なお、兵庫県後期高齢者医療制度の保険料を決める基準の保険料率は2年ごとに直見されます。

後期高齢者医療保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。なお、保険料額(年額)の上限が50万円から55万円に変更されました。

保険料額(年額) (上限55万円)	=	均等割額 46,003円	+	所得割額 (※総所得金額等-33万円)×所得割率9.14%
----------------------	---	-----------------	---	----------------------------------

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません。)

保険料軽減対象世帯と軽減割合

①均等割額

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額・年額)
基礎控除額(33万円) 被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割(4,600円)
上記以外	8.5割(6,900円)
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割(23,001円)
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数	2割(36,802円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減措置

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかかりません。また、均等割額が9割軽減され、年額4,600円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

▼問合せ
・市民課医療担当
(市役所内線5252・5108)
・兵庫県後期高齢者医療広域
連合事務局
(079-926-2201)

7月下旬に新しい保険証を送付します
現在お使いの保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は7月下旬に簡易書留郵便でお届けします。受け取りには印鑑が必要です。8月1日からは、新しい保険証を医療機関などの窓口で提示してください。



▲市民さわやか賞を受賞された皆さん(6月1日・生涯学習まちづくりセンター)

広げよう善意の活動

6月1日は善意の日。市内では、さまざまな団体が奉仕活動を行い、まちの美化に取り組みました。また、市では毎年6月1日に、長年にわたって善行を続ける個人や団体を対象に「市民さわやか賞」をお贈りしています。奉仕活動の様子を伝えるとともに、今年度の受賞者の2個人・5団体を紹介します。

受賞者の皆さん(敬称略)
笹倉 滋(黒田庄町岡)
 約19年にわたり地域で道路や排水路の清掃、雑草の除去などの美化活動を続け、明るく住みよいまちづくりに貢献
片岡 廣治郎(堀町)
 西脇東中学校で野球部活動の補助者として指導や、グラウンド周辺の草刈りなど学校環境整備に尽力し、明るく住みよいまちづくりに貢献
サポート隊 きらきら
 約16年にわたり市の子育て事業に対する支援や主体的に子育て支援にかかわる事業を実施するなど、支えあふれあいのまちづくりに貢献
リンクスマイル
 約10年にわたり市の子育て

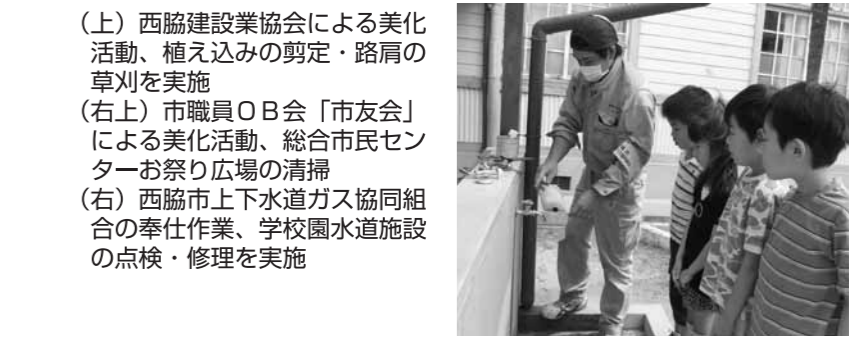
事業に対する支援や主体的に子育て支援にかかわる事業を実施するなど、支えあふれあいのまちづくりに貢献
はいびすかすの会
 約8年にわたり播州織を用いた患者用の枕カバーなどを製作し、西脇病院への寄贈を続けられ、支えあふれあいのまちづくりに貢献
銭太鼓 お元氣会
 約13年にわたり世代を超えた幅広い年齢層で地域の行事や各施設での演奏活動を続けられ、支えあふれあいのまちづくりに貢献
ギフトハウスタナカお客様一同
 長年にわたり善意の預託を続けられ、社会福祉の向上に貢献



▲善意の日をPR

美化活動で美しいまちに
 西脇建設業協会
 事務局長 橋本幸治さん

私たち西脇建設業協会では、平成11年から毎年6月1日の善意の日に、ボランティアで市内の街路樹の剪定や歩道の植え込みの草刈りなどを行っています。地域の皆さんに「ありがとう」「きれいになりましたね」など言葉をかけていただいたときは、すごくさわやかな気分になります。私たちの活動を通じて、少しでも多くの方に6月1日は善意の日という認識を持っていただければ嬉しいですね。



(上) 西脇建設業協会による美化活動、植え込みの剪定・路肩の草刈りを実施
 (右上) 市職員OB会「市友会」による美化活動、総合市民センターお祭り広場の清掃
 (右) 西脇市上下水道ガス協同組合の奉仕作業、学校園水道施設の点検・修理を実施